

地方独立行政法人北松中央病院の平成25年度財務諸表の承認について

1. 確認の方針

財務諸表の承認にあたっては、事務局において、財務諸表の承認方針に基づき「合規性の遵守」と「表示内容の適正性」の観点から確認を行った。

なお、財務諸表等の数値については、監事による監査の対象となっているため、主要な計数等について確認を行った。

2. 確認内容

○合規性の遵守

① 提出期限は遵守されたか。 根拠：【地方独立行政法人法第34条第1項】 ◆当該事業年度の終了後3月以内に提出	平成26年6月24日に財務諸表等を受理した。
② 必要な書類はすべて提出されたか。 根拠：【地方独立行政法人法第34条第1項】 【佐世保市地方独立行政法人の施行に関する規則第9条】 ◆財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書） 根拠：【地方独立行政法人法第34条第2項】 ◆事業報告書、決算報告書、監事の監査報告書	すべて提出されている。
③ 監事の監査報告書に財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はないか（監事の意見が適正意見であるか）。	考慮すべき意見はなかった。

○表示内容の適正性

① 表示科目、会計方針、注記等記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか。	表示科目、会計方針等について、明らかな遺漏はないことを確認した。
② 計数が整合しているか。	計数の合計等の基本的な計数について整合を確認した。
③ 書類相互間（主要表と附属明細書との相互間）における数値の整合が取れているか。	主要表と附属明細書との相互間における整合等書類相互間における数値の整合を確認した。

以 上